ゆうゆう館の再編整備に関する申し入れ

2023年1月5日日本共産党杉並区議団

杉並区では、今後、高齢者人口の増加と共に単身高齢者世帯の割合が著しく増加し、令和22年(2040年)頃には高齢者人口がピークを迎え、高齢者世帯の約57%が単身世帯になる見込みです。高齢者人口と単身高齢者世帯の増加が急速に進む中、ゆうゆう館の重要性は明らかです。

老人福祉法では、第1条(目的)、第2条(基本理念)において、高齢者施策の必要性を示すと共に、第13条(老人福祉の増進のための事業)では、「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するよう努めなければならない」としています。杉並区において、この役割を担ってきたのがゆうゆう館です。一方、ゆうゆう館を廃止し機能移転されるコミュニティふらっとでは、これまで条例で定められていた高齢者の「健康増進及び介護予防」「教養の向上及びレクリエーション」「生きがい活動の支援」「社会参加の支援」や、その規定に基づく協働事業等が位置付けられておらず、老人福祉法に則った施設とは言い難いものです。そもそも、23区の多くは高齢者専用施設があり、高齢者福祉の拠点となっています。全館廃止する杉並区の計画は極めて特異なものと言わざるを得ません。

さらに、この間のゆうゆう館に関する住民説明会では、再編整備計画を進めることにより、これまでの機能が著しく減少することへの懸念の声が出されており「施設距離が遠くなり、移動が困難になる」「高齢者が集うスペースが減少する」「団体の活動が継続できなくなる」等の意見は各館から共通して出されているものです。

日本共産党杉並区議団は、ゆうゆう館の廃止とコミュニティふらっとへの機能移転は、一旦停止し、高齢者福祉の増進の観点を踏まえた検証と見直しを行うことを求め、以下要望します。

一 記 一

- 1. 高齢者人口と単身高齢者世帯の急速な増加が進むことを見据え、高齢者の福祉の増進を図るための専用施設(専用スペース)を高齢者が徒歩で移動できる範囲内に再配置すること。
- 2. 杉並区立コミュニティふらっと条例において、老人福祉法や杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例に定められた高齢者の福祉の増進に関する各機能・事業を位置付けること。
- 3. ゆうゆう館で実施されてきた協働事業を継続すると共にコミュニティふらっとにおいても位置付けること。
- 4. ゆうゆう館やコミュニティふらっとを利用する団体・高齢者に対して、利用実態に関するアンケート調査を実施し、今後の検証に反映すること。
- 5. 各ゆうゆう館やコミュニティふらっと機能移転後の施設利用状況について、高齢者の利用実態を 正確に把握し、公表すること。住民説明会における説明員は、これらの利用実態を参加者に伝え られるよう準備すること。
- 6. ゆうゆう天沼・方南・高円寺南の各館については、改めて住民説明会を実施すること。 ※ゆうゆう天沼・方南・高円寺南の各館については「区立施設再編整備計画(第2期)・第1次実施 プランの一部修正案への申し入れ(2022年12月15日実施)」を参照のこと。